

鉄工業における 労働災害防止対策説明会

(平成27年5月26日)

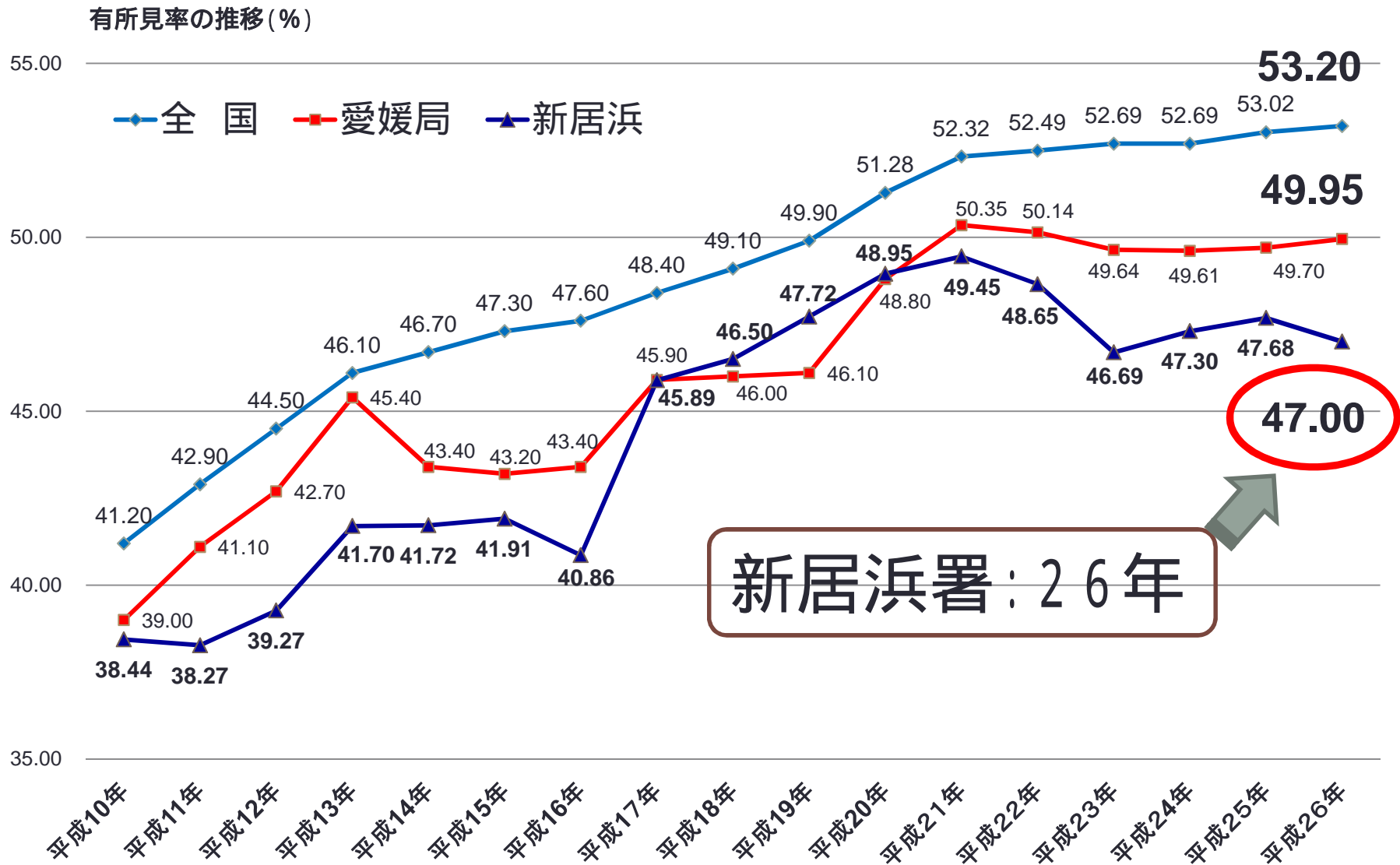
労働衛生関係資料

新居浜労働基準監督署

目次

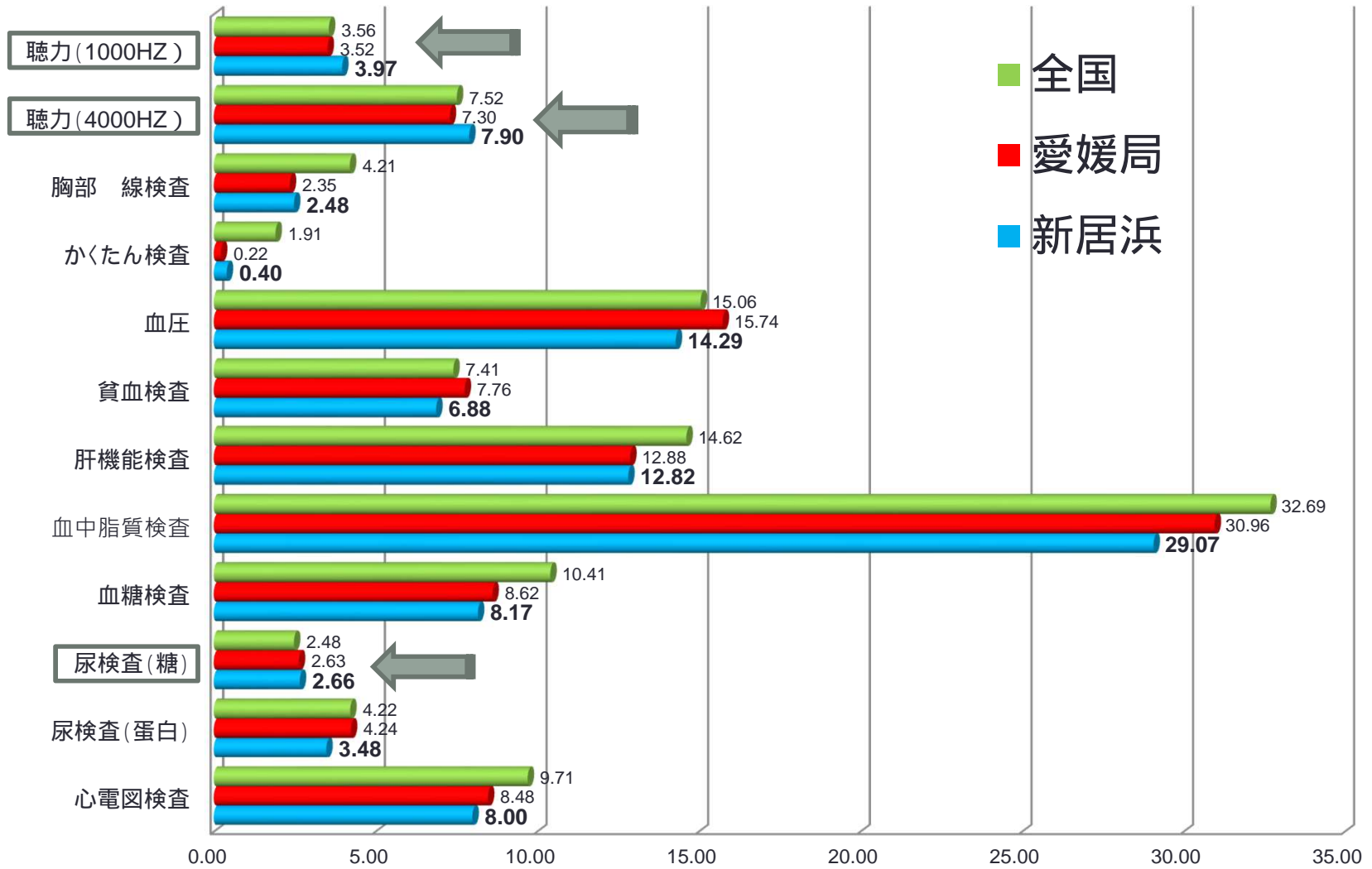
1. 健康診断結果の推移等(現状)
2. 労働衛生の3管理等
3. 労働衛生に係る重点取り組み事項
4. 改正労働安全衛生法

1. 定期健康診断結果の有所見率の推(1)

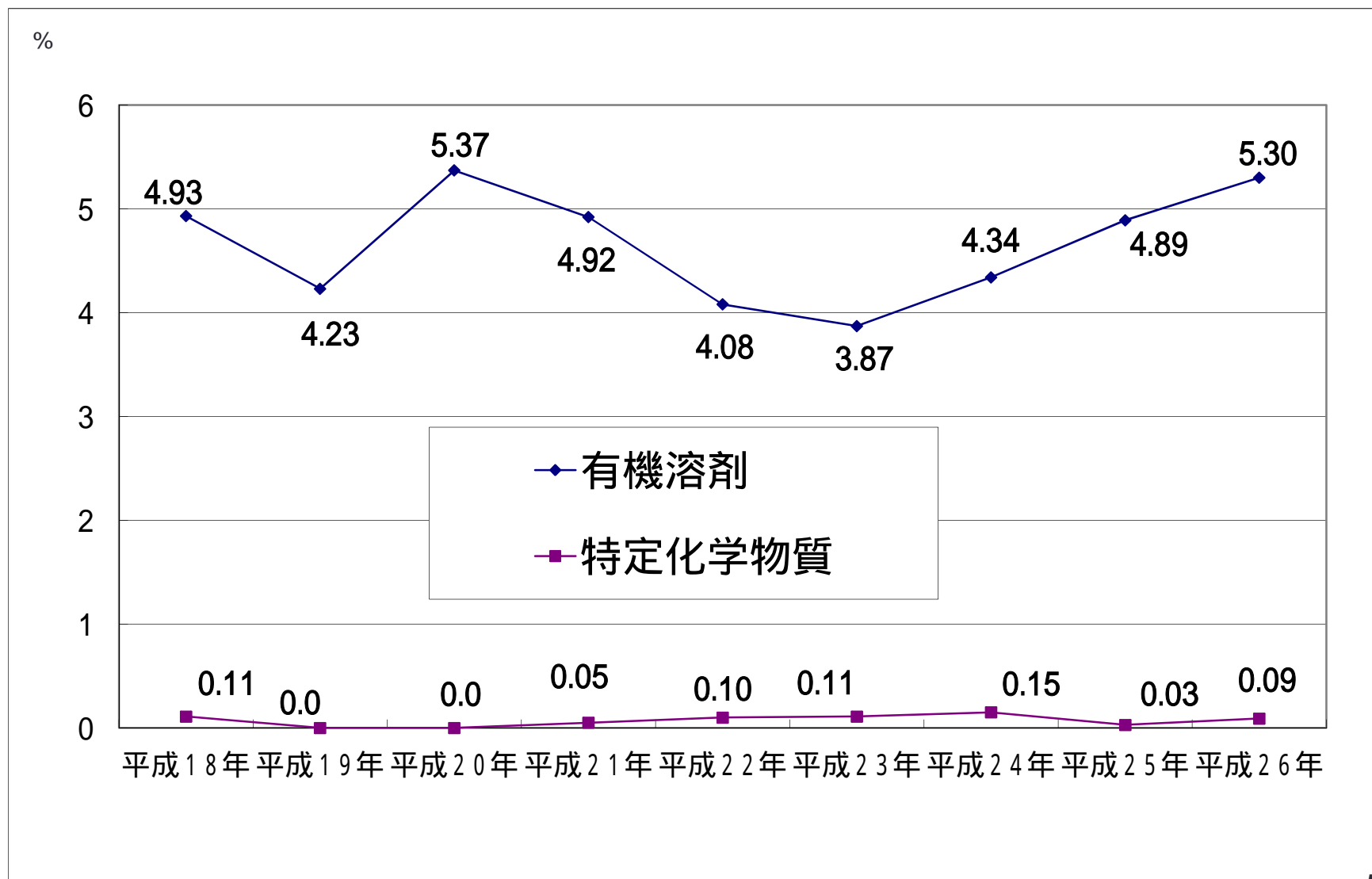


1. 定期健康診断結果の有所見率の推移(2)

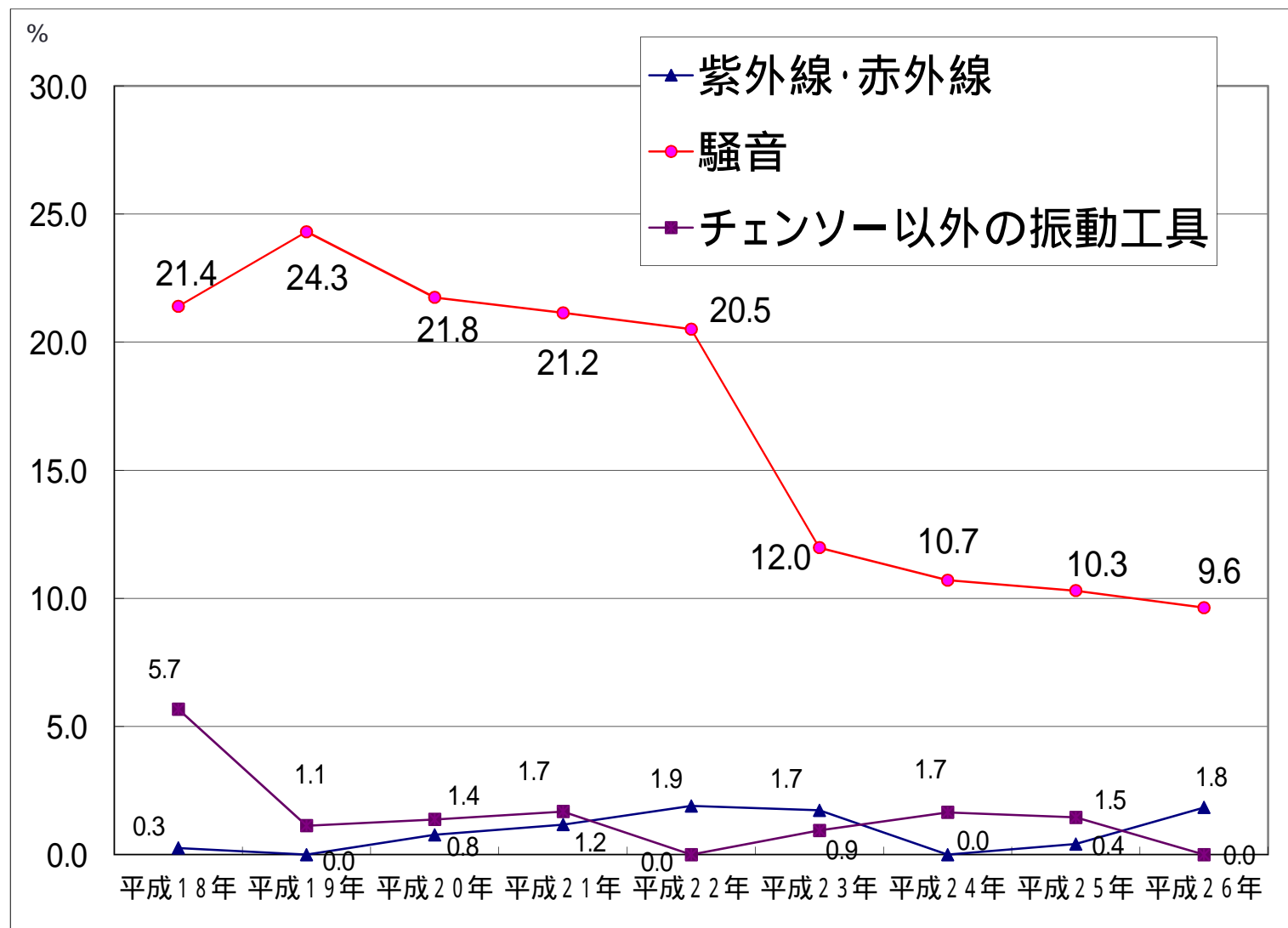
健康診断項目別の有所見率(%)



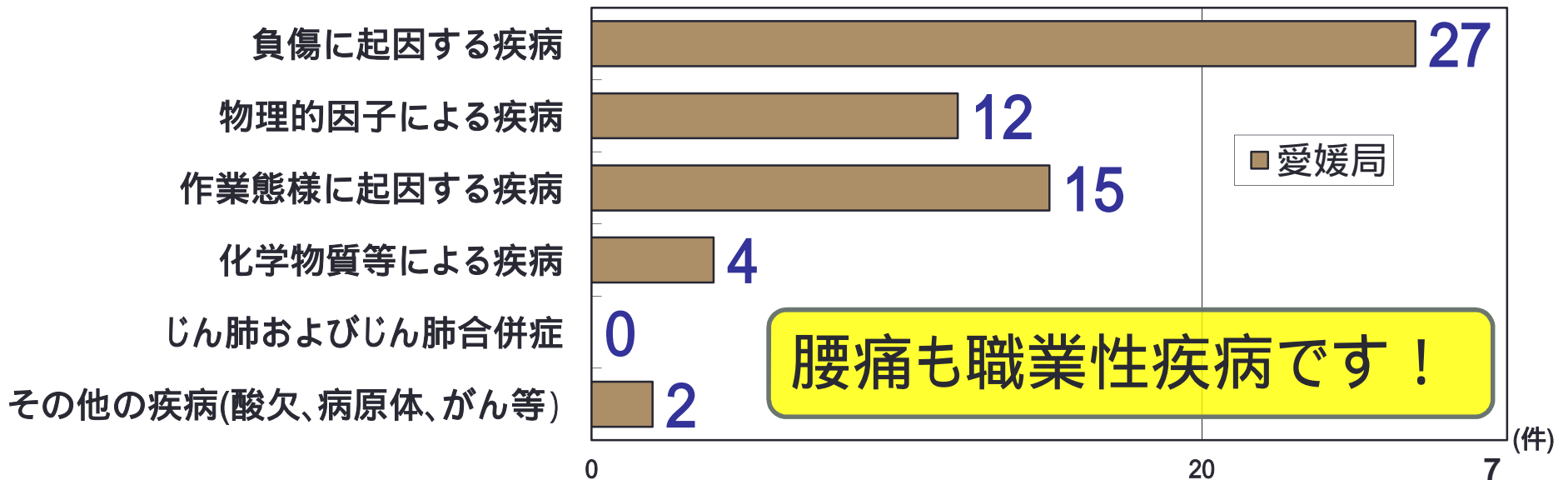
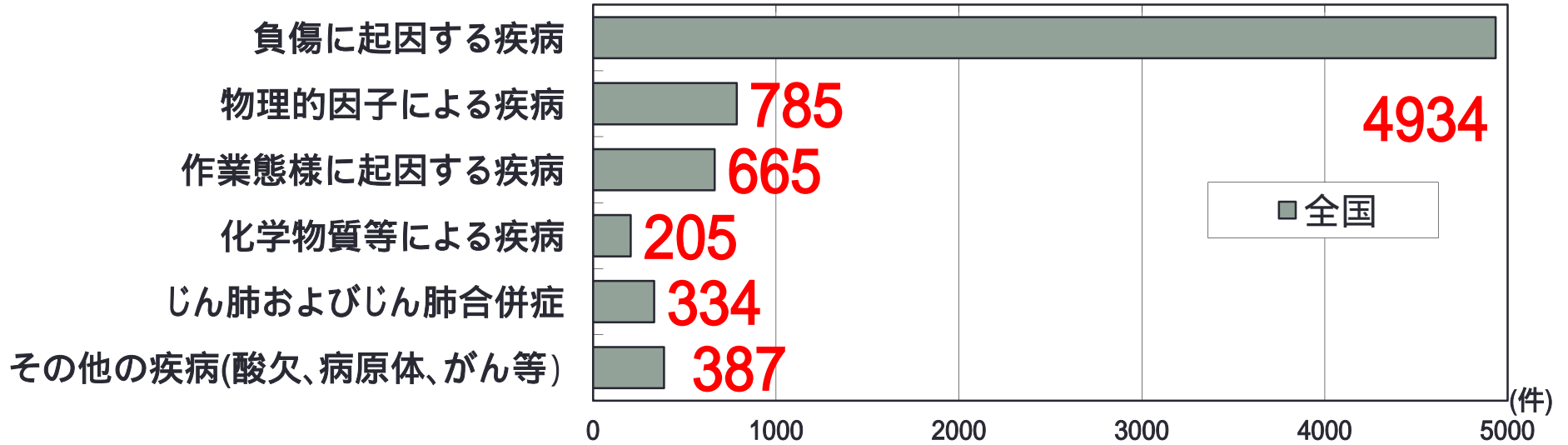
1. 有害業務健康診断結果の有所見率の推移(1)



1. 有害業務健康診断結果の有所見率の推移(2)

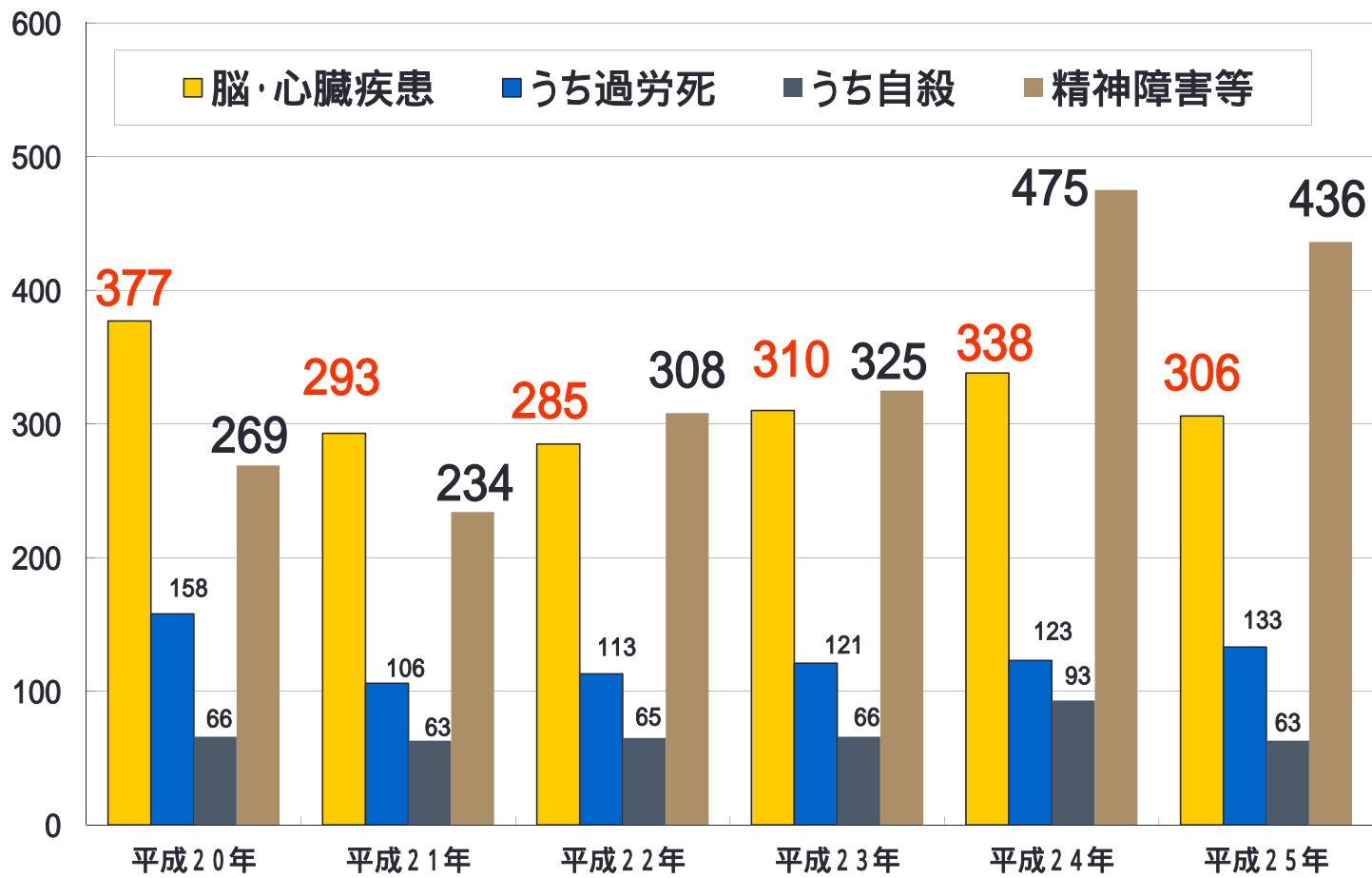


1. 疾病分類別業務上疾病者数 平成25年 (全国 / 愛媛局)

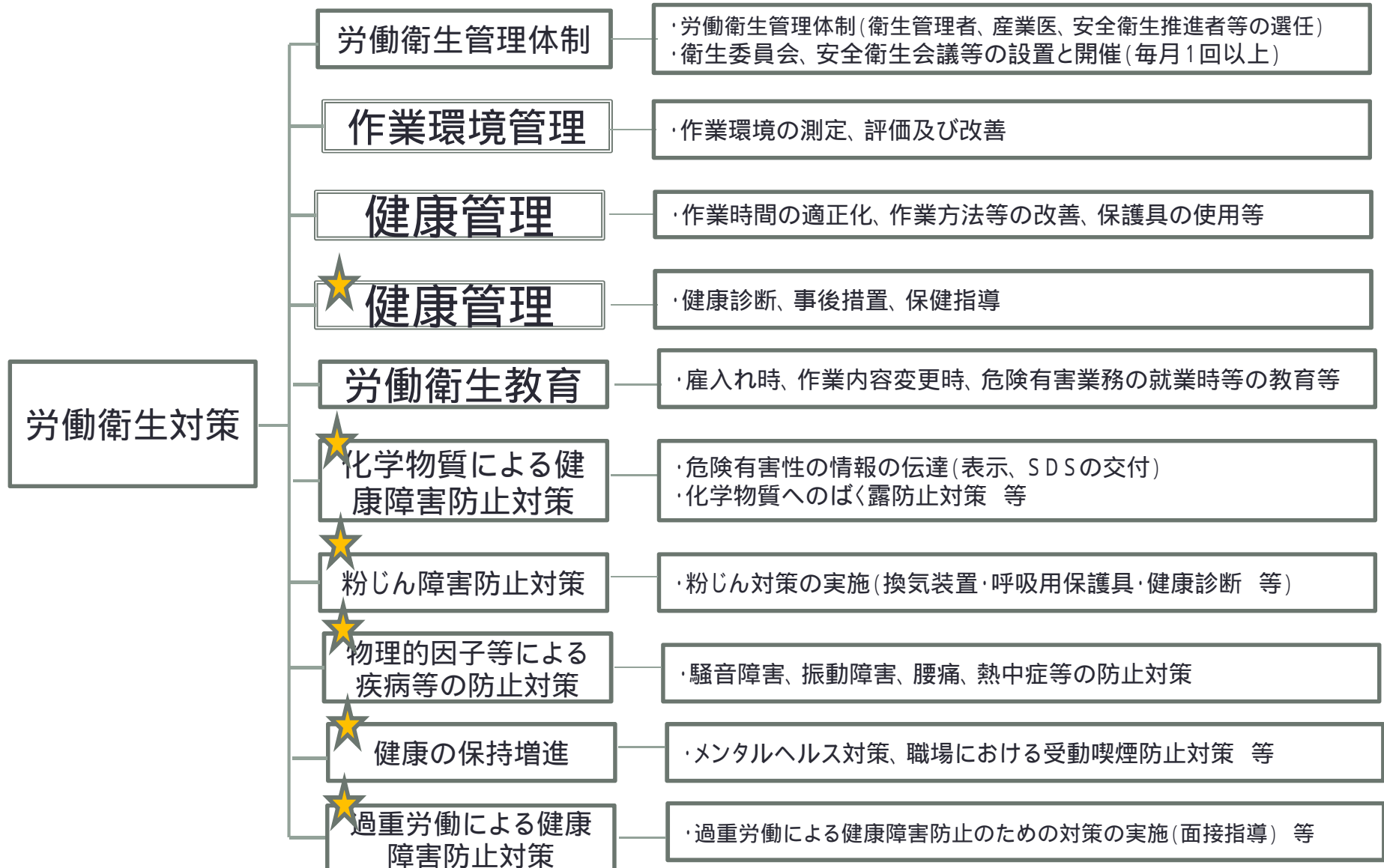


1. 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数（平成20年～25年）

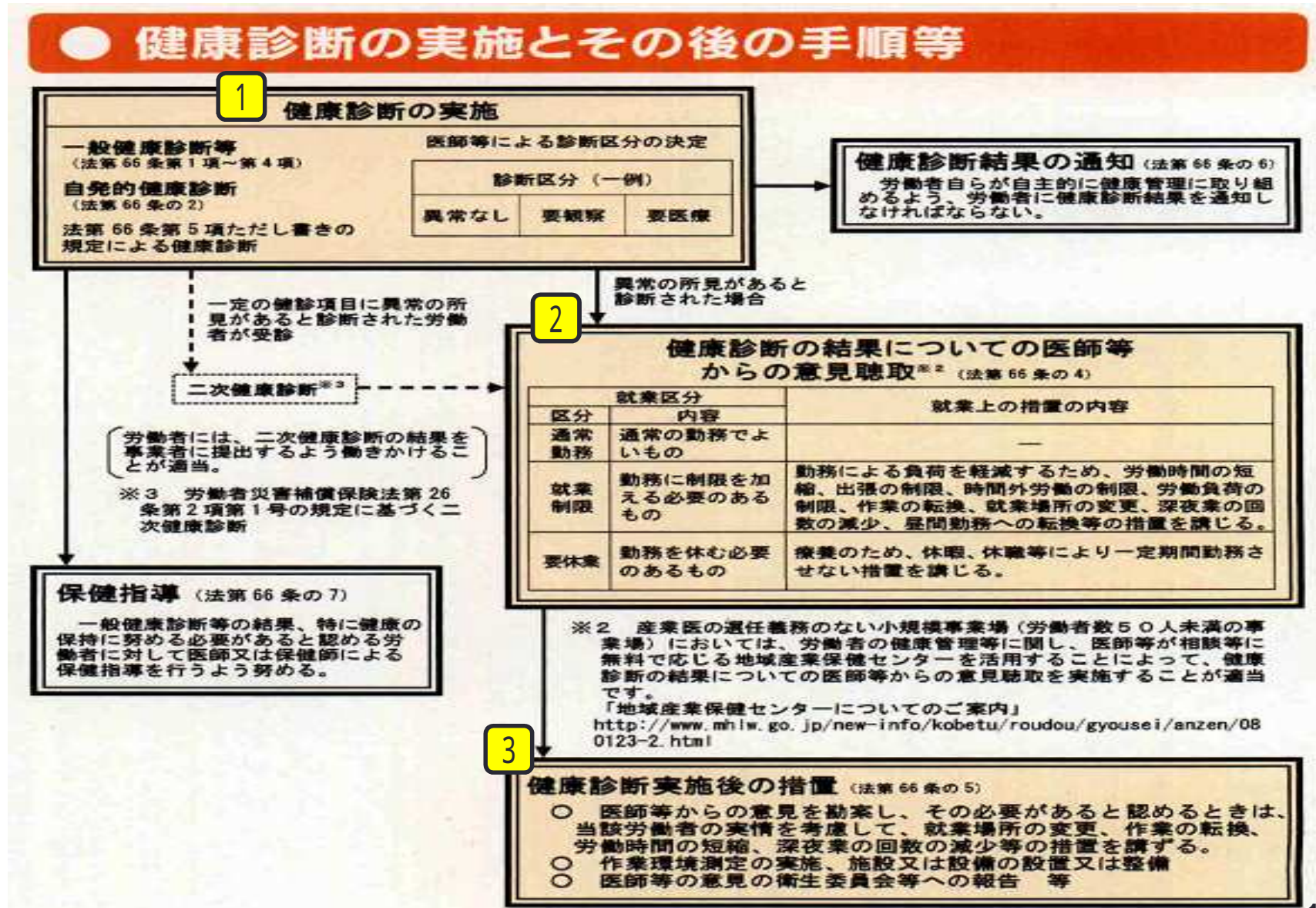
脳・心臓疾患、過労死の労災認定件数



2. 労働衛生の3管理等



3 - 1. 定期健康診断等の実施と事後措置(1)



3 - 2 . 定期健康診断等の実施と事後措置 (2)

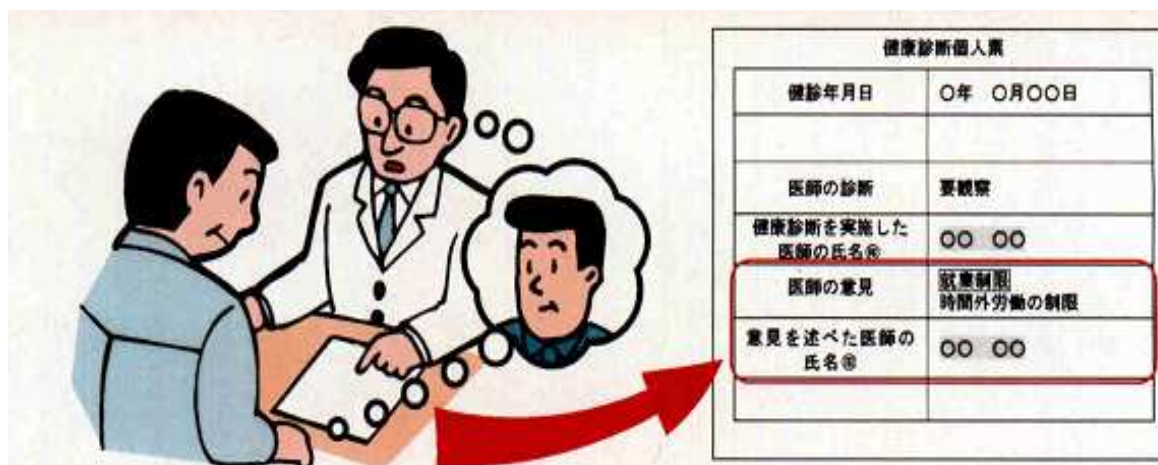
医師等の意見を聴取が必要な健康診断の種類は！！

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※ ¹ 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

医師等の意見を聴取した結果は、個人票に記入すること！！



労働者数が50人未満の事業場は、医師等の意見聴取を行う際、新居浜及び四国中央地域産業保健センター を活用下さい。

☎ 080 - 9026 - 5466 (新居浜)、☎ 080 - 5952 - 8518 (四国中央)

3 - 3 . 「有機溶剤」等を含むした溶剤を使用する場合の管理(1)

有機溶剤等とは、
トルエン、キシレン等の有機溶剤を5% (重量パーセント)を超えて含有するもの
(シナーには、一般的にトルエンが含まれています。)

有機溶剤業務とは、
有機溶剤等を使用した、塗装、洗浄等の業務

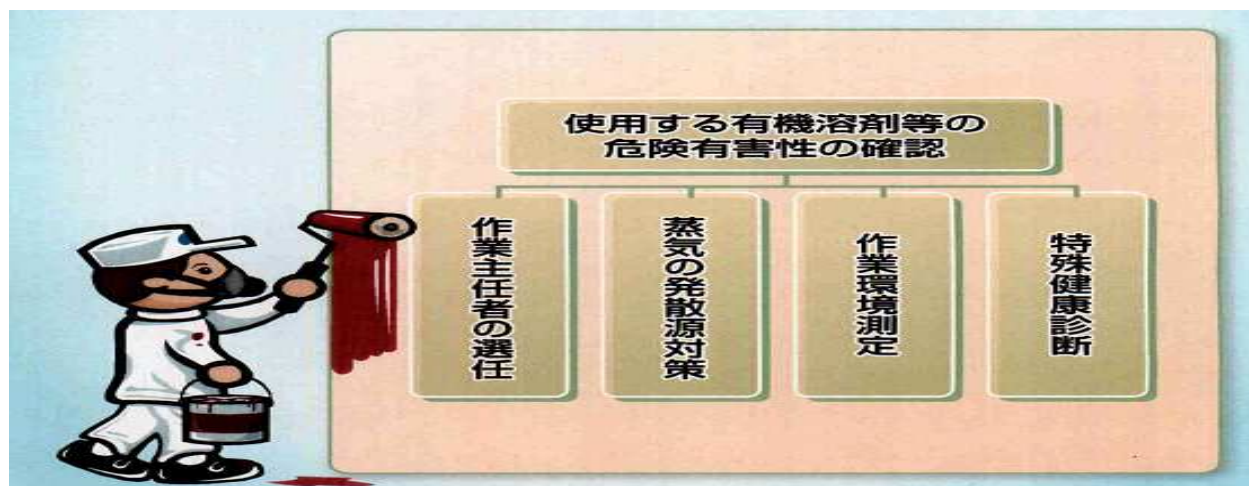


(1)屋内作業場等で、(2)有機溶剤等を使用して(3)有機溶剤業務を行う場合は、『有機溶剤中毒予防規則』に沿った管理が必要です。

なお、塗装業務で使用する溶剤にエチルベンゼンの含有量が重量の1%を超えている塗料については、特定化学物質としての管理も求められます。

3 - 3 . 「有機溶剤」等を含有した溶剤を使用する場合の管理(2)

有機溶剤中毒予防規則の適用がある場合には、



使用する有機溶剤等の危険性の確認と周知

- (1) 使用する溶剤、塗料、原料等の製品に添付されている安全データシート(SDS)により、「含有する物質の種類」と「含有率」を確認する。
- (2) 安全データシートが添付されていない場合は、供給元(納入先)に提供を求める。
- (3) 化学物質等の危険有害性及び有機溶剤等に係る事故発生時の措置等について、作業者に周知徹底するとともに、必要な措置を講じる。

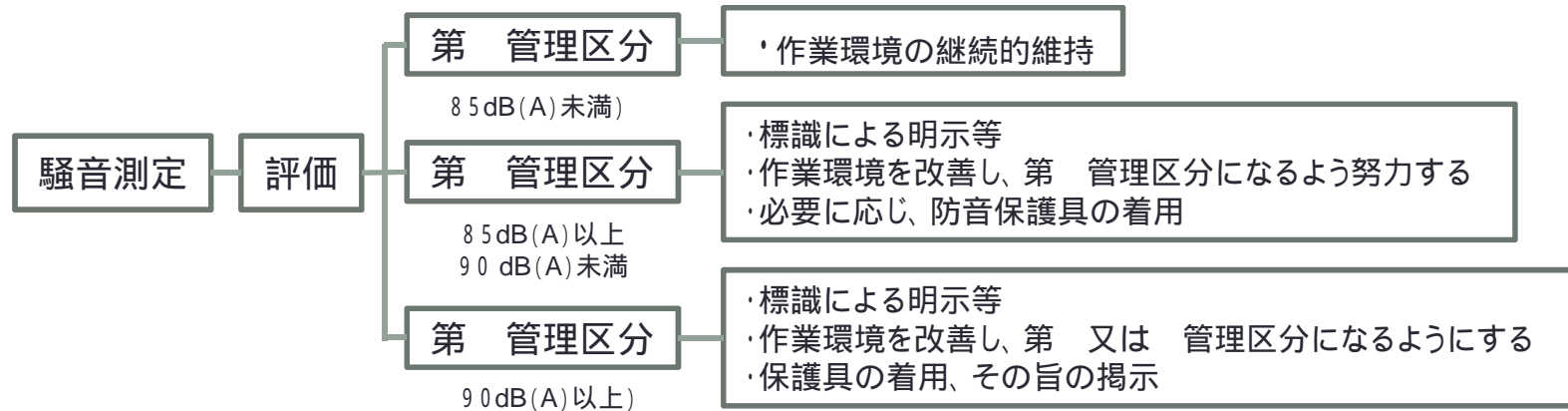
3 - 4 . 粉じん障害防止対策（第8次粉じん障害防止総合対策）

『アーク溶接作業』及び『金属研磨作業』に係る作業管理

- (1) 設 備 … 全体換気装置の設置と稼働、定期的な点検の実施
- (2) 保護具 … 適正な防じんマスクの選定と着用、管理
『保護具着用管理責任者』を選任し、使用及び保守管理を実施
保護眼鏡(遮蔽及び飛来予防用)の着用
- (3) 教 育 … アーク溶接作業、研削といしの取り替え等に係る特別教育
- (4) 健康診断… 就業時、定期健康診断等の実施と所轄監督署への報告
- (5) 清 掃 … 『たい積粉じん清掃責任者』を選任し、毎日の清掃、毎月のたい積粉じんの除去の実施
- (6) 健康管理手帳… じん肺管理区分2又は3の者が離職する場合の健康管理手帳に係る制度の周知と交付申請の際の援助

3 - 5 . 騒音障害防止対策(指針のポイント抜粋)

(1) 作業環境測定実施して事態を把握し、区分に応じた対策を講じる。



1) 遮音壁の設置など、設備的な改善も有効。

(2) 騒音作業に常時従事する作業者に対し、健康診断を実施する。

(3) 常時騒音作業に従事する労働者に対し、労働衛生教育を実施する。

「参考」騒音障害防止総合対策

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040324-9.html>

3 - 6 . 振動障害防止対策(指針のポイント抜粋)

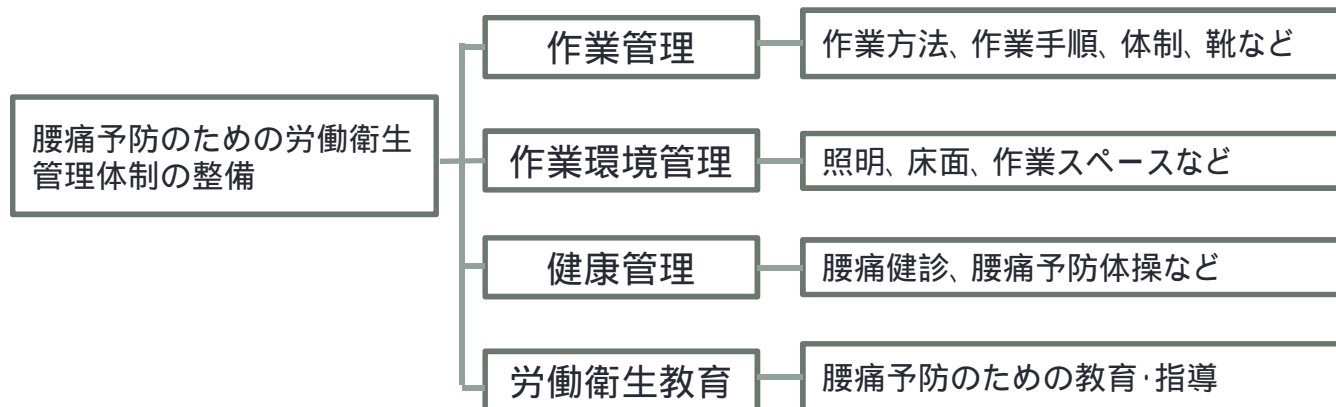
- (1) 振動工具とは、
 - ・携帯用研削盤、卓上用研削盤
(いずれも研削といしの直径が150mmを超えるもの)
 - ・インパクトレンチ 等
- (2) 『周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値 a (m/s^2)』と『振動ばく露時間(T)』から『日振動ばく露量(A)』を求め、『日振動ばく露限界値』である $5.0 m/s^2$ を超えることがないように、【振動ばく露時間の抑制】及び【低振動の振動工具の選定】等を行う必要があります。
上記の値等が把握できない場合は、1日の振動ばく露時間を2時間以内の
できる限り短い時間として下さい。
- (3) 『振動工具管理責任者』を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録して下さい。
- (4) 振動障害予防対策指針などに基づき、健康診断を実施する。 etc

「参考」振動障害予防対策指針

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/090820-2a.pdf>

3 - 7 . 腰痛予防対策(指針のポイント抜粋)

(1) 腰痛予防のための労働衛生管理体制の整備



(2) 重量物の取扱い作業における対策

重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。

機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性(満18歳以上)は体重のおおむね40%、女性(満18歳以上)は、男性が扱う重量の60%程度とする。

荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

「参考」腰痛予防対策

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131114-01.pdf>

3 - 8 .メンタルヘルス対策

- (1) 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- (2) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (3) 4つのメンタルヘルスカケア (セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等 によるケア、事業場外資源によるケア)の推進
- (4) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

3 - 9 . 職場における受動喫煙防止対策の推進 (平成27年6月より努力義務化)

- (1) 職場の**全面禁煙**又は**有効な喫煙室の設置による空間分煙**等の受動喫煙防止対策の推進
- (2) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施
- (3) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度 (労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

「参考」受動喫煙防止対策助成金

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000055652.pdf>

労働時間の目安と 脳・心臓疾患発症の因果関係を認識

月100時間越または
発症前2～6か月間に
1か月当たり80時間を超えると



業務と発症との関連性が強い

発症前1～6か月間に
1か月当たり45時間を超えると



時間外労働が長くなるほど
業務と発症との関連性が強まる

発症前1～6か月間に
1か月当たり45時間以内なら

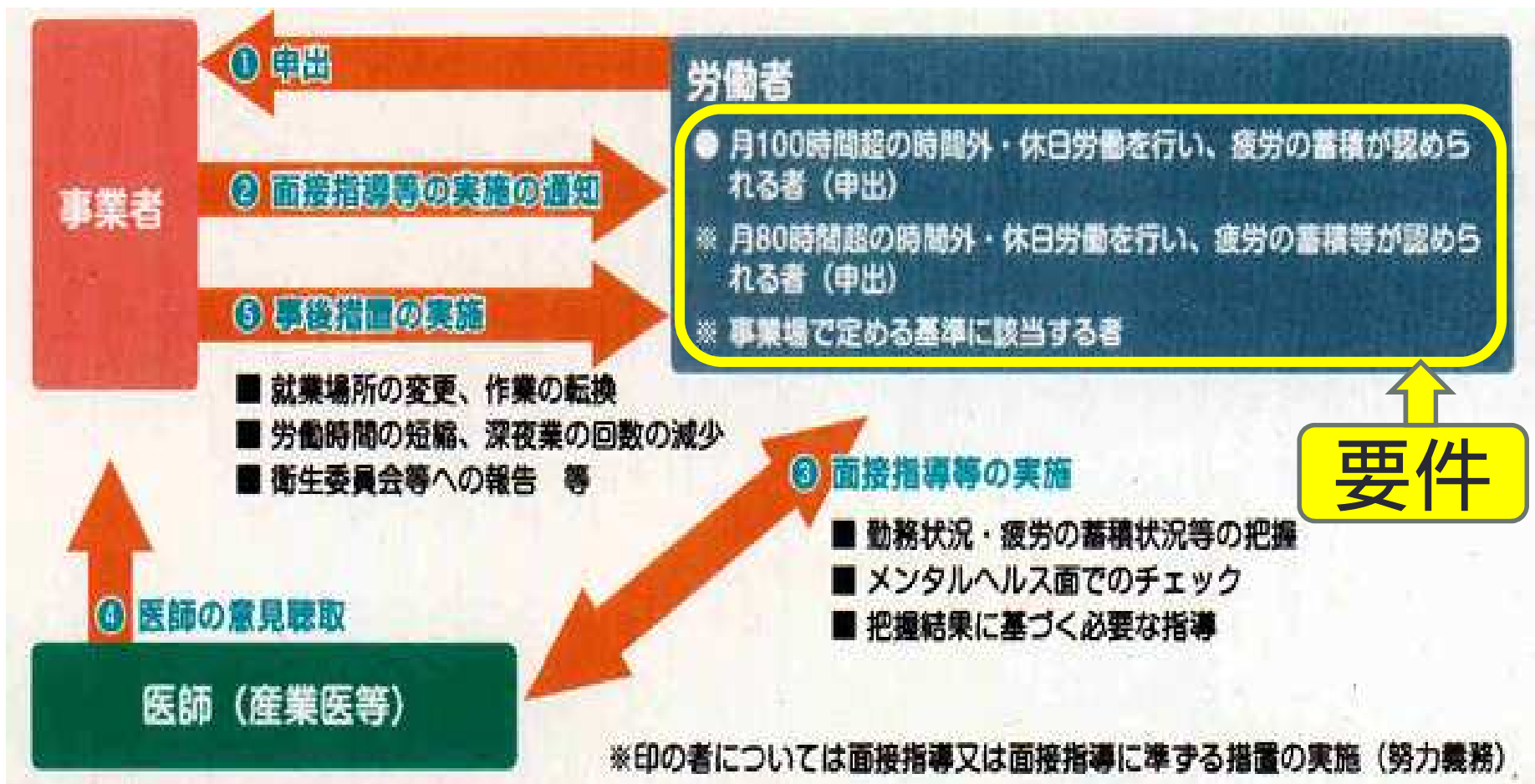


業務と発症との関連性が弱い

「参考」労働者の疲労蓄積度チェックリスト

URL: <http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html>

長時間労働者への面接指導制度の概要



労働安全衛生法の改正（平成26年6月25日公布）

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための改正

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施を事業者の義務とする。

2. ストレスチェック及び面接指導の実施

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を事業者
に義務付け（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

3. 受動喫煙防止措置の努力義務

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるとする。
(計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。)

5. 第88条第1項に基づく届出の廃止

規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出(法第88条第1項)を廃止。

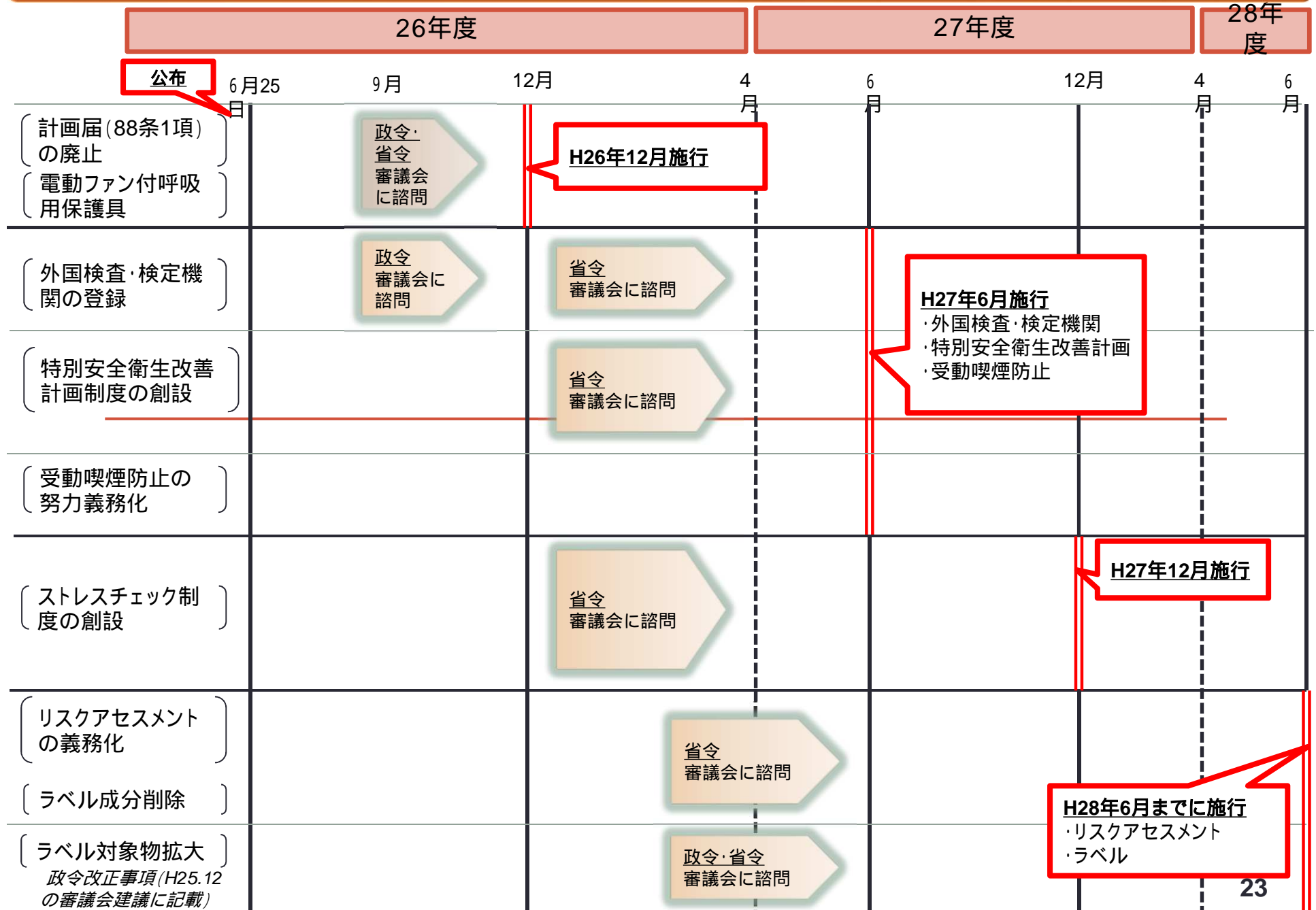
6. 電動ファン付呼吸用保護具の型式検定

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

7. 外国に立地する検査機関の登録

国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるとする。

労働安全衛生法改正の施行スケジュール（予定）



個人の能力や経験のみに依存せず、組織的・継続的に安全衛生活動を展開する必要

[属人的管理 から 組織的管理へ]

あと10年もすれば、経験に基づいた安全衛生管理を行える世代は職場からいなくなります。その世代がもつノウハウが職場から消滅する前に、次世代に継承する手だてを考える必要があります。



そのために、衛生委員会等の組織的・継続的活動が実施できるように検討して下さい。